群馬県地域生活定着支援センター研修会

触法障害者の受け入れ ~Aさんの支援事例から~

社会福祉法人三和会 三和会地域生活支援センター 管理者 藤澤恵実子



社会福祉法人 三和会

障害者支援施設、短期入所、生活介護、就労継続B型、就労移行支援、相談支援、共同生活援助

【高齢者】特別養護老人ホーム、居宅介護、訪問介護、通所介護(休止中)

〇共同生活援助(介護サービス包括型グループホーム)

共同生活住居 15力所 89名定員(現員82名(男性49名·女性33名))

20歳~78歳 平均年齢49.6歳 最長利用期間 30年6ヶ月

地域:桐生市、みどり市、前橋市、太田市

Aさん 51歳 男性

- ·知的障害B2(令和2年12月取得) ·精神遅延
- ・令和3年1月7日入居 ・支援区分なし → 区分3

- ・連絡可能な親族がいない為、生活歴は曖昧
- ・借金がある? 所持金なし貯蓄なし
- ・令和2年7月 建造物侵入で逮捕(後日窃盗の余罪も判明)
 - → 更生保護施設入所

- 1.受け入れ準備期間がない _{更生保護施設の利用期限が迫っている} 本人の人物像/情報収集/現ホーム入居者との相性の見極め
- 2.「触法」障害者に対するネガティブなイメージ

職員の不安感 犯罪を犯した背景を知る

親族の不在トラブルの際は誰がどう責任を取るのか

3.経済的な課題

年金受給なし/借金あり?/生活保護受給のタイムラグ

1.生活環境を整える

衣類、日用品、寝具、テレビやタンスの提供、無償貸与/フードバングの利用/障害福祉サービス(就労移行)利用/家賃の支払い猶予

2.生活基盤を整える

生活保護の受給/就職活動/マイナンバーカードや免許の再発行手続き/税金の未納等対応/基本的生活習慣の獲得・共同生活のルールの習得

1. 必要な生活支援を行うための区分が出ていない

事前情報が少なく、当初は支援区分が付かなかったAさんには、実際に生活を始めてみると、洗濯、掃除、入浴時の見守り等の支援を要した。区分が見直されるまで1年かかった。

2.経済的な困窮

行政の手続き上のトラブルがあり、入居後6ヶ月間は、ホーム家賃の支払いを猶予することでどうにか生活を維持できた。令和3年11月に就職が決まるまでにも、実習交通費や食費を立て替えるなどの金銭援助が必要だった。

3. 本人の問題行動

入居後、生活が落ち着いてくると同ホーム入居者からの物品の窃取、ゆすり、たかりが繰り返されるようになった。他者への威圧的な態度や、暴言、異性トラブル、近隣トラブルも表出。

1. アセスメント不足による見立ての甘さ

入居直後のAさんは、口数少なくコミュニケーションが苦手な印象。長く単身生活をしていたこともあり、当初は多少の問題行動に対しても他利用者の理解を求め許容するような支援をしてしまった。

2.ホーム内の人間関係への配慮の不足

Aさんが入居したホーム(定員4名)は、20年近く同じメンバーで生活しており、週末には皆で晩酌するなど密な人間関係があった。過干渉が本人の負担になっていたのでは

3.「問題を抱えたAさん」を異分子扱いする

Aさんがホーム内でトラブルを起こす度に、世話人たちから「ホームがめちゃくちゃになった」「Aさんはこのホームに合わない」などの発言が聞かれ度々指導を要した。

1.生活の安定

- ・障害者雇用で就職して月収約13万円(生活保護の廃止)
- ・「〇〇が欲しい」「〇〇をしたい」など自分の希望を話すようになった
- ・区分3に変更となり必要な生活支援の継続提供が可能になった

2. 現状の課題

- ・他者への威圧的態度、暴言、タバコや日用品のたかり行為
- ・異性への不適切な発言や接触

1.Aさんの気持ち

- ・ホームでの生活は楽しい、仕事もやりがいを感じている
- いつか一人暮らしをしたい

2. 支援者の変化

- ・他の入居者と同様に支援を必要とする対象である。「うちのAさん」
- ・異性への不適切な発言や接触、たかり行為などのトラブルに対して 「なるようになる」「他の利用者さんと同じ」
- ・行政や関係機関と緊密な連携が取れている安心感